商工会だより

発行／平取町商工会情報化推進委員会

謹賀新年

平取町商工会　2016.1
沙流郡平取町本町34番地7
電話 01457-2-2329　FAX 01457-2-3615

年頭の挨拶

会長　津川　　司

目次

1　年頭の挨拶
2　各地区会長の挨拶
3　共済情報・金融情報
4　税務情報・相談
5　各種情報・イベント
6　青年部・女性部　挨拶

あけましておめでとうございます。

年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日頃から商工会事業運営に対し、ご支援・ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

私事、平成27年度通常総会において会長に選任されお引き受けをしたところであります。多くの諸先輩方がおられるなか、もとより経験も浅く、まだまだ若輩ではありますが、皆様のご指導ご鞭撻を賜りながら、この職を全うする所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、道内では、中国をはじめ東南アジアなどからの外国人観光客が急激に増加し、消費の下支えとなり、本年の3月には北海道新幹線の開業などの好材料も多く、観光客等の受入れにおいては絶好の機会と思われます。

商工会を取り巻く環境は、従来の商工業支援では、従業員300人以下の中小企業を対象とした「企業の成長発展」がメインでしたが、平成26年に成立した“小規模企業振興基本法”では、従業員20人以下の事業所が対象となり、「事業の持続的発展」を評価する事が位置づけられました。併せて、同法を根拠とした「小規模企業持続化補助金制度」が設けられ、これは小規模事業者が販路拡大・新商品開発など行う際、事業計画書を作成し申請することにより国の助成金が受けられるものであり、当会でも積極的に申請をあげ、採択を受けているところでございます。また、経済産業省より商工会の運営や小規模事業者支援について5カ年計画でまとめる「経営発達支援計画書」の提出を求められ、国の認定を受ける作業を現在進めております。

そのような中、今年度商工会では、町の支援を受け30%プレミアムの地域商品券販売事業や、スタンプ会との連携による売出し事業に加えポイント5倍セール、またプチリフォーム促進助成事業などの実施により消費の喚起を図るべく現在継続しているところでございます。

今後とも会員の皆様と共に地域経済の活性化、更には平取町にある自然や秀逸な農産物、伝統文化等を生かしたまちづくりに皆様方のご意見を拝聴しながら役職員一丸となり取り組んでまいります。

最後になりましたが、地域経済が上向きとなり、会員の皆様にとって、よりよい一年となりますようご祈念申し上げ新年のご挨拶と致します。

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。今年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

会　長	津　川　　司	理　事	堀　内　敏　明	青年部長	高　橋　辰　弥
副会長	樫　野　　公	理　事	村　上　宣　昭	副部長	田　中　寿　人
副会長	櫻　井　幹　也	理　事	丹　野　信　一	副部長	本　間　誠　一
理　事	永　島　克　洋	理　事	小　向　文　夫	女性部長	遠　藤　　緑
理　事	五十嵐　千津雄	理　事	高　橋　辰　弥	副部長	永　島　由美子
理　事	遠　藤　裕　昭	理　事	遠　藤　　緑	副部長	仲　山　美枝子
理　事	盛　　和　信	監　事	高　橋　秀　忠		
理　事	渡　辺　研　一	監　事	山　田　和　博	事務局長	山　田　秀　幸
理　事	小　林　史　明	顧　問	山　田　喜代太	経営指導員	釜　沢　　等
理　事	高　野　繁　廣	顧　問	青　山　和　裕	補助員	前　川　卓　毅
理　事	藤　原　謙　和			記専職員	（欠　　員）
理　事	渡　辺　隆　之			記指職員	白　戸　晶　代

各地区会長の挨拶

平成 28 年の幕開けを健やかにお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

会員の皆様におかれましては、常日頃より平取地区会の事業運営に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年はパリの風刺週刊誌会社の襲撃事件を発端にロシア航空機の爆破、レストランとサッカースタジアムなどの同時多発テロ等々が次々と起こり、加えて国、民間企業問わず近隣国の仕業と思われるサイバー攻撃が世界の平和と経済の秩序の混乱を招いています。又、各地で火山噴火や豪雨災害など天変地異が起こり、失われた多くの命と財産を前に無力さを思い知らされ、しかもその一因が人間自らにある事を薄々感じながらも各国ともに経済のみを優先させる現実があります。しかも環境の悪化が食糧不足を更に助長させ、それに伴い難民が溢れ、社会に不満を持つ者がテロリスト集団の仲間になっていくというなんとも切ない負のスパイラルが生じているのです。そのことを知りながらも、何もできない自身の無力さをつくづく感じ入っております。

平取地区会長
櫻井　幹也

そのような中、今年 3 月 26 日に北海道新幹線 新青森・新函館北斗間が開業されるなど明るい話題もあり、道外からの観光客の増加を見込み、新幹線沿線ではない当町においても地域経済の活性化に繋げていかなければならないと思っております。また、日高地域で友好親善を進めている台湾も含め外国人観光客の受け入れだけでなく積極的な文化交流も十分視野に入れた息の長い対策を講じていかなければなりません。

地区会の事業としては、「義経ざくら植樹祭」、「養護学校寄宿舎まつり」協力などの地域振興事業を企画実施しております。また 21 世紀基金を活用し、（公社）苫小牧地方法人会平取支部と合同で地域の活性化と地域づくりに寄与することを目的とし、岩手県及び宮城県の「復興商店街」「歴史的観光施設」を視察いたしました。

今後におきましても更に地域に根差した躍動感のある運営と事業が展開されますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げまして年頭のご挨拶と致します。

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、お元気で新年を迎えられた事とお慶び申し上げます。地区会の皆様には、事業運営と地域活動に対しまして特段のご理解とご協力をいただき、一年間のご苦労に対しまして感謝とお礼を申し上げます。

振内地区会長
樫野　　公

今年の大きな関心事として、締結された TPP が各産業分野において想定される影響と変化に対する対応策がどの様に図られるのか、また来年度に実施される消費税改正に向け、景気対策と消費行動がどう変わっていくのか、激動する一年になるかも知れません。平取町の 10 ヶ年の将来像が協議された第 6 次総合計画が本年よりスタートします。3 月に開通する北海道新幹線が、道内景気の底上げにつながることが期待されますが、地方までその効果を実現させるには地方自らの対策が必要となってきます。

地区会の事業としては、例年通りを予定しておりますが、「幌尻まつり」は来年で 30 回目を迎えます。今後の継続を含め事業内容につきましては、皆様からのご意見ご要望を聞きまして方向性を決断しなければならないと思っています。会員の減少、高齢化を迎えている状況ではありますが、なお一層のご参加とご協力をお願い申し上げます。

各地区会の皆様とご家族ともどものご健勝とご発展を心よりご祈念申し上げ年頭のご挨拶と致します。

新年あけましておめでとうございます。

皆様には、輝かしい新年を迎えられましたこと心からお慶び申し上げます。

貫気別地区会長
丹野　信一

さて、貫気別地区では、平取ダム本体工事が始まり、中学校の跡地に事務所と宿舎が出来ました。この事により、工事関係者だけでも 150 名程の人が働き、市街地の道路は沢山の車が往来し賑いがでてきております。今後、地域や企業に対する経済効果が期待されるところです。

貫気別市街地改良工事につきましては、いまだに買収が進まない状況にあり、ダム工事等による交通量も増加し、早急に工事が進むよう陳情してまいりたいと考えております。

親睦事業につきましては、会員皆様の要望等を参考にして開催したいと考えております。

今後、益々地域に愛される貫気別地区会にしたいと思っておりますので、会員皆様のご支援、ご協力をお願い致します。

経営セーフティ共済（ 中小企業倒産防止共済制度 ）

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

加入条件

次の条件に該当する中小企業者で、引き続き 1 年以上事業を行っている方です。

業　　種	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

掛　　金

掛金額は、**5,000 円～200,000 円**の範囲内（5,000 円単位）で自由に選べます。
掛金は、税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に算入できます。

商工会だよりに同封しております
リーフレットもご覧ください。

貸 付 け

取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となったときに貸付けが受けられます。
「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の 10 分の 1 に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

貸付金額：「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の 10 倍に相当する額（最高 8,000 万円）」のいずれか少ない額となります。

償還期間：貸付金額に応じて 5 年～7 年（据置期間 6 か月を含む）で毎月均等償還です。
取引先事業者に倒産が生じていなくても、急に資金が必要となった場合、解約手当金の範囲内で貸付が受けられる「一時貸付金」の制度があります。

解　　約

解約はいつでも可能です。
掛金を 12 か月分以上納付した方には、**解約手当金**が支給されます。（掛金納付月数が 12 か月未満の場合は、掛け捨てとなります。）納付月数が 40 か月以上になると任意解約でも 100%掛金が戻ります。
共済貸付金・一時貸付金の残高がある場合は、解約手当金からこれらの額を差し引いて支給します。

金 融 情 報

※利率:平成 28 年 1 月 1 日現在

商工貯蓄共済

融資種別	融資限度額	利　率	融資実行日	返済期間	保証人
積立金範囲内（短期）	**融資対象積立金＋α** 例：積立金 100 万円以上 250 万円未満の場合　＋300 万	0.40%	5 の倍数の日	1 年以内	不要
積立金範囲内		0.40%	毎月 5 日及び 25 日	1 年超 10 年以内	
第三者無保証		3.00%		5 年以内	1 名
第三者保証		1.50～1.60%		3～10 年以内	2 名以上

※商工会の金融審査委員会の審査が必要な場合があります。
※償還方法など詳細は商工会へお問い合わせください

所得税等決算・確定申告・消費税のご相談について

商工会では、記帳継続指導の一環として毎年の青色決算・申告について支援を行っております。
つきましては、決算指導を希望している方は次の事を厳守願います。

決算・所得税確定申告（平成 27 年分所得税及び復興特別所得税の申告及び納付日 **平成 28 年 3 月 15 日（火）**）

- 決算指導は 1 月～2 月中旬に行います。
- 記帳機械化代行をされている方は、早急に日記帳の提出をお願いいたします。
- 商品の棚卸しを正確に行ってください。（12 月 31 日現在）
- 控除証明書類の準備をお願いします。（紛失された場合は再発行の手続きをお願いします）

消費税確定申告（平成 27 年分個人事業者の消費税及び地方消費税の申告及び納付日 **平成 28 年 3 月 31 日（木）**）

- 平成 25 年分申告において雑収入を含む売上高が 1 千万円を超える方は、申告義務があります。

商工会といたしましては、個々の申告については 2 月中に完了し、3 月においては全体の最終整理にかかる準備といたしたく、ご協力くださるようよろしくお願いいたします。

平成 28 年分の給与の源泉徴収事務

平成 28 年分の源泉徴収事務の開始にあたり注意事項等についてお知らせいたします。
（国税庁より発行の「平成 27 年分年末調整のしかた」から抜粋しております）

①平成 28 年 1 月から源泉徴収税額表が変更になります。
②マイナンバー制度の導入に伴う事項

イ　扶養控除等（異動）申告書への番号記載

給与の支払者は、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（「従たる給与についての扶養控除（異動）申告書」、「給与所得者の配偶者特別控除等申告書」及び「給与所得者の保険料控除申告書」についても同様）の提出を受ける必要があります。また、この申告書の提出を受けた給与の支払者は、その申告書に自身の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

ロ　本人確認の実施

給与の支払者が給与所得者から個人番号の提供を受ける場合は、本人確認として、提供を受ける番号が正しいことの確認（番号確認）と、番号の提供をする者が真にその番号の持ち主であることの確認（身元確認）を行う必要があります。

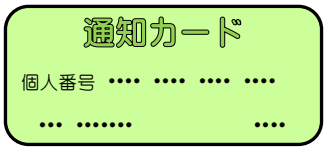

本人確認を行う場合に使用する書類の例

1 個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
2 通知カード（番号確認）＋運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）※

※給与の支払者が、写真表示のない身分証明書等により身元（実存）確認を行う場合には、2 種類必要です。

なお、給与の支払者が本人確認を行う必要があるのは、個人番号の提供を行う給与所得者本人のみとなります（控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります。）。

ハ　源泉徴収票への番号記載

平成 28 年 1 月以後の支払に係る給与所得の源泉徴収票には、給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載する必要があります。

※本人へ交付する源泉徴収票には個人番号の記載は行いません。（税務署に提出する源泉徴収票のみ記載）

ニ　個人番号を扱う際の留意点

社会保障や税に関する手続きなど法令に定められた事務を処理する必要がある場合以外は、取得・利用・提供をすることはできません。

国の補助金を活用しませんか？　～小規模事業者持続化補助金～

Pick Up!

経済産業省では、平成 26 年の小規模企業振興基本法の成立と小模企業支援法改正を受け、小規模事業者に対する支援策として、小規模事業者持続化補助金がつくられました。

本補助金は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路拡大(創意工夫による売り方やデザイン改変等)の取組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものであり、**総経費の 3 分の 2 補助（3 分の 1 は自己負担）で上限 50 万円（雇用の処遇改善や買物弱者対策は 100 万円）**の補助金です。ただし機械購入は 50 万円以下であるなどの制約はありますが、今までにない使いやすい補助金で、事業計画書作成にあたっては基本的には自身で作成して頂きますが、商工会がお手伝い致します。

本補助金の公募については、27 年度は第 1 次 3 月、第 2 次 5 月、第 3 次 7 月と既に終了しておりますが、28 年度においても実施される見通しです。国の募集開始から締め切りの期日が限られており、通知が来てからでの申請準備には間に合わない状況にあり、通知前から（今から）の準備をしておくことをお勧めいたしますので、興味のある方や、販路拡大のための設備購入などのご予定のある方は事前に商工会までご相談ください。対象になるかどうかからの相談でも結構です。

※小規模事業者とは…常時雇用する従業員が 20 人以下（卸・小売り・サービス業を営む者については 5 人以下）の事業者です。

商工会館屋上防水補修工事

平成 27 年 8 月～9 月にかけて商工会館の屋上防水補修工事を行いました。（受注業者：㈱五十嵐工業様）

商工会館は老朽化が進み、雨漏りが起きるなどの影響が出ておりました。平成 28 年度は外壁の補修工事を予定しており、今後も会館の維持に努めてまいります。

【 工事の様子 】

マイナンバー制度講習会

いよいよ、本年 1 月よりマイナンバー制度の運用が開始されます。平取町商工会では、北海道商工会連合会の事業による消費税転嫁対策講習会に合わせ、平成 27 年 12 月 4 日（金）15:00 よりマイナンバー制度の講習会を開催しました。

講師は、(税)中野会計事務所苫小牧事務所長で税理士の古御堂弘氏で、27 名が出席され、今後マイナンバーの企業としての取扱いや留意点、個人で使用する場合の活用法など、質疑等含め 2 時間程度行った。

質疑では、「個人番号カードは必ず発行しなければならないのか？」、「故意でない情報の流出に罰則はあるのか？」などの質問等もあり、事業主や企業の担当者は今後の扱い方などについて真剣に耳を傾けていた。

エネルギー講演会

平成 27 年 10 月 27 日（火）ふれあいセンターびらとりにて講演会を開催しました。（主催：平取町商工会、北海道エナジートーク 21　後援：平取町）北海道大学名誉教授の住吉孝氏を講師として迎え「私たちの暮らしと放射線」と題して、放射線が普段の生活の中でどのように関わり、また影響を受けているかなど実験を踏まえながら講演いただきました。

青年部 ・ 女性部 挨拶

青年部設立 50 周年記念
視察旅行 in タイ

青年部長　高橋　辰弥

明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新年を迎えられた事と存じます。

昨年は主な事業として街コンやビールパーティーを実施しました。

街コンは今年も開催を予定しておりますのでお知り合いの方等でご興味をお持ちの方がいらっしゃいましたら青年部若しくは商工会迄ご連絡いただけると幸いです。さて、本年度最後の事業として義経雪あかりがございます。青年部がモニュメントの作成を担当して 4 回目となりますが今後も子供や町民の皆様に喜んでもらえる様精一杯作りますので作成中の部員を見かけましたら応援の程宜しくお願い致します。

最後になりますが、皆様の益々のご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げまして、新年のご挨拶に代えさせていただきます。

研修事業
厚岸町商工会女性部
～ おもてなし事業 ～

女性部長　遠藤　　緑

明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃より、女性部事業に対しまして、ご支援、ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

女性部の活動は、地域振興事業を中心に福祉事業、研修事業を行っております。今年度の研修事業では、厚岸町商工会女性部の「おもてなし事業」に参加し他町の女性部員との交流を深め、心からの「おもてなし」を体験致しました。今後、この研修で学んだことを女性部員としての資質向上に繋がるよう努めたいと存じます。

最後になりましたが、皆様のご多幸、ご繁栄を心よりお祈り申し上げ新年のご挨拶に代えさせていただきます。

ストレスチェック制度（平成 27 年 12 月 1 日施行）

ストレスチェックとは、ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です。（「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。）

「労働安全衛生法」という法律が改正されて、労働者が 50 人以上いる事業所では、2015 年 12 月から毎年 1 回、この検査を全ての労働者に対して実施することが義務付けられました。※従業員数 50 人未満の事業所は、当分の間努力義務となります。

制度に関するお問い合わせ：こころほっとライン　☎0120－565－455（無料）

受付日時：月・火　17:00～22:00　/　土・日　10:00～16:00

サポートサイト　こころの耳：http://kokoro.mhlw.go.jp/

特定事業者の皆様へ（地域商品券発行事業）

地域商品券の最終締切日は平成 28 年 1 月 12 日(火)です。請求もれのないようにお願い致します。

2016 新春　会員新年会開催

日　時：平成 28 年 1 月 9 日(土)　18 時より
場　所：味の鳥天　本町 41－1　TEL 2-2525
負担金：1 人 2,000 円　当日申し受けます。
申　込：商工会までご連絡お願いいたします。

商工会事務所 年末年始の執務体制について

12 月 30 日(水)まで	通常業務
12 月 31 日(木)～1 月 5 日(火)まで	休　館
1 月　6 日(水)より	通常業務

※記帳専任職員 太田裕毅が平成 27 年 12 月 31 日付で退職いたします。